

令和6年度実施施策に係る政策評価結果の概要

No.	政策の名称	政策評価結果	判断根拠
1	【施策1目標1-1】 地球温暖化対策の計画的な推進による脱炭素社会づくり	③相当程度進展あり	【温室効果ガスの排出状況】 ○令和5年度の我が国の温室効果ガス排出量及び森林等の吸収源対策による吸収量の合計は、約10億1,700万トンで、令和4年度比で4.2%の減少、平成25年度比では27.1%の減少となった。過去最低値を記録し、2050年ネット・ゼロの実現に向けた減少傾向を継続した。令和4年度と比べて減少した要因としては、電源の脱炭素化（電源構成に占める再生可能エネルギーと原子力の合計割合が3割超え）や製造業の国内生産活動の減少によるエネルギー消費量の減少等が挙げられる。排出削減の実績は、産業部門を始めとする各部門での削減努力もあり、2050年ネット・ゼロに向けた減少傾向を継続しており、各年度の削減目標や2050年ネット・ゼロの実現に向けて、GX政策と協調して、地球温暖化対策計画に位置付けた対策・施策を推進し、排出削減と経済成長の両立を図りながら、引き続き2050年ネット・ゼロの実現に向けて弛まらず着実に歩んでいくことが必要。 【代替フロン等4ガスの排出抑制】 ○代替フロン等4ガスの排出量は令和4年比で3.9%減となった。これは、オゾン層保護法に基づく生産量・消費量の規制、フロン排出抑制法に基づく低GWP（地球温暖化係数）冷媒への転換推進、機器使用時・廃棄時の排出対策等による効果と考えられる。 【吸収源による温室効果ガスの排出抑制】 ○令和5年度の吸収量の数値は約5370万トンで、令和4年度比0.2%の減少となった。今後は、吸収源としての期待が大きい沖合のブルーカーボンやCO2吸収型コンクリートについての取組を加速し、CO2吸収源対策の拡充を推進する。 【デコ活応援団（官民連携協議会）参画者数（企業、自治体、団体等）】 ○デコ活応援団について令和5年度を上回る約1,000の企業、自治体、団体等が参画しており、引き続き、参画者数の増加、協議会の取組の拡大に努めてまいりたい。
2	【施策1目標1-2】 世界全体での抜本的な排出削減への貢献	④進展が大きい くない	【二国間クレジット制度（JCM）等を通じた累積の国際的な排出削減・吸収量】 OR5年度からR6年度にかけて排出削減・吸収量の増加幅は少ない。目標年度までに目標値を達成できるよう、官民連携を強化・拡充し、引き続きJCMの拡大を図る。 【パリ協定や、各国への連携、支援の進展状況】 ○COP27に向けた気候変動交渉を通じて、令和4年度は日本から計18件の正式なサブミッションを提出した。 ○途上国における測定、報告、検証の実施に対して適切な支援を行い、パリ協定の実施に向けて貢献した。 ○温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」（GOSAT）及び「いぶき2号」（GOSAT-2）による16年にわたる継続観測によって得られた観測データは、多数の学術論文に用いられており、令和6年度までに累計で753本の論文が発表された。 ○当該GOSATシリーズを用いた温室効果ガス排出量推計技術の国際展開を図り、令和6年度までに中央アジアの4か国において協定の締結を行った。
3	【施策1目標1-3】 気候変動の影響への適応策の推進	③相当程度進展あり	【気候変動影響評価及び適応計画進捗把握】 気候変動適応法に定められた気候変動影響評価の実施及び気候変動適応計画の進捗の把握のために以下の取組を行った。 ○令和2年12月に公表した気候変動影響評価報告書を踏まえ、令和3年10月に気候変動適応計画を改定し、短期的な施策の進捗管理として、分野別施策及び基盤的施策に関するKPIを設定した。 ○令和7年に公表を予定している気候変動影響評価報告書の素案を作成した。 ○気候変動適応計画の実施による気候変動適応の進展の状況をより的確に把握し、及び評価する手法を確立するため、「令和6年度気候変動影響評価等に関する調査・検討等業務」を実施し、様々な分野の学識経験者からなる気候変動適応策のPDCA手法検討委員会を開催した。 【地域における適応の推進】 ○地方自治体の地域気候変動適応計画の策定及び地域気候変動適応センターの確保を支援するため、以下の取組を行ったほか、情報提供等を行った。結果、令和7年5月現在、全ての都道府県・政令指定都市、67の中核市・特例市が地域気候変動適応計画を策定し、2県が令和6年度にあらたに地域気候変動適応センターを確保した。 ○地域で活動する市民等と連携して地域の気候変動影響に関する情報を収集する「令和6年度国民参加による気候変動情報収集・分析事業」を実施し、北海道、福島県、長崎県の気候変動適応センターが参加した。 ○気候変動適応法第14条に基づく「気候変動適応広域協議会（全国7ブロック）」において、令和4年度に策定したアクションプランの実装に向けた検討を行った。 【国際協力】 気候変動適応法第27条にあるとおり、開発途上国に対する気候変動適応に関する技術協力を推進するため、以下の取組を実施した。 ○令和6年度は9か国において、各国政府関係者と協議し、当該国内の適応計画に関する政策の遂行（ニーズ調査、適応計画策定、影響評価、適応事業化、モニタリング等）に係る技術協力を実施した。 ○「アジア太平洋適応情報プラットフォーム（AP-PLAT）」を活用し、アジア太平洋地域の国々への情報提供と人材育成を行った。
4	【施策2目標2-1】 オゾン層の保護・回復	③相当程度進展あり	平成14年より施行されたフロン回収・破壊法（現「フロン排出抑制法」）によりフロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体の包括的な規制に取り組み始めたが、機器廃棄時のフロン類の回収率は10年以上3割程度に低迷し、直近でも4割程度に止まっている。こうした状況をふまえ、令和元年度に同法を改正し、令和2年4月に施行した。施行後は改正フロン排出抑制法の周知徹底のため、冷凍空調機器の管理者や廃棄物・リサイクル事業者、解体業者、充填回収業者に向けて、オンライン説明会の開催やパンフレット・チラシの作成・配布、解説動画の公開等を行い、フロン類の回収率の向上及び排出量の削減に努めた。特に、管理者や充填回収業者等に対する指導・監督を担う都道府県に対しては、担当者向け研修会の開催や必要な情報提供等の支援を行い、自治体におけるフロン排出抑制法の適切な施行に努めた。
5	【施策2目標2-2】 地球環境保全に関する国際連携・協力	③相当程度進展あり	【多国間協力】 ●持続可能な開発目標（SDGs）の実施 SDGsの国内における理解の浸透と取組の促進のため、国の役割として、多様なステークホルダーにおける先進的な取組を共有する場として平成28年に設置したステークホルダーズ・ミーティングを、令和6年度にも、対面及びオンラインのハイブリッド形式で1回開催し、SDGsに取り組む先進的な自治体等の事例を共有するとともに、関係者のネットワーク強化にも取り組んだ。 ●G7/G20 G7トリノ気候・エネルギー・環境大臣会合及びG7プーリアサミット、並びにG20環境・気候持続可能性大臣会合（ブラジル（リオデジャネイロ））及びG20リオデジャネイロ・サミットにおいて、気候変動や生物多様性、資源効率・循環経済、汚染などの環境・気候分野に関する各国のコミットを盛り込んだコミュニケや成果文書の取りまとめに向けて、我が国としても積極的に議論に関わることで、世界の環境政策を前進させることに貢献した。 ●TEMM 2024年9月に開催された第25回日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM25）において各国の環境政策等に関する意見交換、TEMM22で採択された三カ国共同行動計画のレビューなどが行われた。 ●持続可能な都市に関するハイレベルセミナー（SDGs/ハイレベルセミナー） 2022年2月に開催された第12回目の本セミナーでは、グリーンで包摂的なコロナ禍からのリカバリーという観点から、世界の各都市が、より持続可能で強靱な都市へと変革すべく、着手している取組について共有するとともに、中央政府と自治体のパートナーシップなどマルチステークホルダー間での連携と、各都市の取組の面的展開が重要であることが紹介された。 ●脱炭素都市国際フォーラム 2022年3月に米国気候問題担当大統領特使室との共催で開催した本フォーラムでは、脱炭素社会の実現に向けて重要な役割を有する都市の取組について、各都市の先進事例や国と地方の協働事例を共有するとともに、取組の一層の促進方策について議論し、国と地方の協働及び国際的な都市間連携の重要性を確認した。 【二国間協力】 ●アメリカ 2024年度は、日本の環境副大臣とマッケイブ環境保護庁副長官が、G7トリノ気候・エネルギー・環境大臣会合に出席のため訪問したトリノ（伊）で会談し、環境・気候分野における意見交換を行い、引き続き緊密に連携していくことを確認した。 ●EU 2024年度は、日本の環境大臣とフックストラ欧州委員が、COP29に出席のため訪問したバクー（アゼルバイジャン）で会談し、気候分野における意見交換を行い、今後も緊密に連携していくことを確認した。 ●カナダ 2024年度は、日本の環境大臣とカナダのスティーブン・ギルボー環境・気候変動大臣が、G7トリノ気候・エネルギー・環境大臣会合に出席のため訪問したトリノ（伊）で会談を行い、生物多様性、プラスチック対策、気候変動、資源循環、シナジー推進等の重要課題について意見交換した。 ●アジア各国 2024年4月に「インドネシア共和国環境林業省とのハイレベル環境対話」、2024年7月に「第4回日本・タイ環境政策対話」、2024年9月に「第8回日本・シンガポール環境政策対話」及び2025年1月に「第1回日本・フィリピン環境政策対話」を行い、今後も二国間及びASEAN地域における環境協力を強化していくことに合意した。
6	【施策2目標2-3】 地球環境保全に関する調査研究	②目標達成	○地球環境保全試験研究費について、外部有識者により構成される評価委員会が業務終了翌年度に実施する事後評価（5点満点）において、4点以上を獲得した研究開発課題数（4点以上の課題数/全評価対象課題数）の過去5年間の平均を実績値として、目標達成度を測定している。令和2年度～令和6年度の平均は89%で目標は達成された。 ○各種研究調査の推進・成果等の情報提供の進捗状況については、得られたデータや知見等について、「気候変動適応計画」の策定、IPCCの各種報告書、COPにおける交渉等に活用されており、施策の目標は達成されている。
7	【施策3目標3-1】 大気環境の保全（酸性雨・黄砂対策を含む。）	③相当程度進展あり	○全国の大気環境基準の達成状況については、光化学オキシダントの環境基準達成率が依然として極めて低いまま推移しているが、令和3年度に初めて環境基準達成率100%を達成した微小粒子状物質（PM2.5）については令和4年度以降も高い環境基準達成率を維持しており、一時的な濃度減少ではないことが確認できたと考えられる。その他の大気汚染物質についても、高い達成率の維持を継続している。 ○自動車NOx・PM法対策地域内の二酸化窒素の令和5年度の環境基準達成率は、令和元年度以降、二酸化窒素、浮遊粒子状物質とも、一般局、自排局ともに100%を達成し続けている。 ○我が国の降水のpHは継続して緩やかな改善がみられるものの、引き続き酸性化した状態にある。 ○建築物解体現場等44地点において石綿による大気汚染の状況を調査したが、一般大気環境において石綿繊維数濃度が1本/Lを超えた地点はなかった。 ○最新の水銀大気排出インベントリーの大気排出量の推計値は、前年度より小さかった。 ○優先取組物質について、科学的知見を収集・検討し、健康リスク評価を順次進めているものの、環境目標値の設定・見直しには至らなかった。

8	【施策3目標3-2】 大気生活環境の保全	④進展が大きい ない	○騒音に係る環境基準の達成状況は、各年度での測定件数の違い等を考慮する必要があるものの、近年は緩やかな改善傾向にあり、令和5年度の環境基準の達成状況は90.0%となっている。 ○自動車騒音について、令和5年度の道路に面する地域の騒音に係る環境基準の達成状況は95.0%となっている。 ○航空機騒音については、各年度での測定件数の違い等を考慮する必要があるものの、近年は改善傾向にあり、令和5年度の環境基準の達成状況は87.0%となっている。 ○新幹線鉄道騒音については、各年度での測定件数の違い等を考慮する必要があるものの、近年横ばい傾向にあり、令和5年度の環境基準の達成状況は50.0%となっている。 ○振動に関する苦情件数は、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うライフスタイルの変化を一因として、大きく増加したが、その後、横ばい傾向である。 ○悪臭に関する苦情件数は、14年連続で減少傾向であったが、平成30年度以降増加傾向に転じ、近年は横ばい傾向で。
9	【施策3目標3-3】 水環境の保全（海洋環境の保全を含む。）	③相当程度 進展あり	○健康項目全体(27項目)の環境基準達成率（令和4年度）は99.1%で、主要な測定指標はほぼ目標値に近い。なお、基準値超過の主な原因は、自然由来が最も多い。 ○生活環境項目（BOD/COD）の環境基準達成率（令和4年度）は、河川92.4%、湖沼50.3%、海域79.8%、全体87.8%であった。河川はほとんどの地点で環境基準を達成しており、概ね目標値に近いものの、湖沼は依然として達成率が低い状況にある。 ○地下水の環境基準達成率(令和5年度)は94.9%と概ね目標値に近い。 ○閉鎖性海域における窒素及びりんぐの環境基準達成率（令和4年度）は、東京湾100%、伊勢湾85.7%、大阪湾100%、瀬戸内海（大阪湾を除く）96.5%であり、窒素及びりんぐが総量削減の対象項目として追加された平成13年度（東京湾50%、伊勢湾57%、大阪湾33%、瀬戸内海（大阪湾を除く）98%）と比べて着実に改善してきている。 ○地盤沈下監視（のための水準測量）が実施された地域が毎年異なるため、実績値は年によって変動するものの、令和5年度は82.8%であり、依然として地盤沈下が生じている地域がみられる。 ○海洋投入処分の許可制度の適正な施行や、陸上で発生した廃棄物の陸上ででの処理の推進により、陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量は減少傾向にあり、平成30年度以降はゼロを達成している。 ○水道水質基準達成率（令和4年度）は99%で概ね目標値に近い。また、水道水におけるPFOS・PFOAの暫定目標値について、食品安全委員会の評価結果等を踏まえて水質基準への引き上げを含む方向性を検討した。
10	【施策3目標3-4】 土壌環境の保全	③相当程度 進展あり	○施行状況調査の結果、土壌汚染対策法の適切な運用により、要措置区域における措置の実施率は97.0%(令和5年度末)であり、概ね高い達成率で横ばいとなっている。なお、措置の実施率の算出に用いる措置実施区域数については、平成27年度から、「措置を実施中の区域数」を追加している。 ○ダイオキシン類土壌汚染対策地域（以下「ダイオキシン類対策地域」という。）として指定された6地域全てにおいて、対策計画に基づく対策が平成27年度までに完了しており、平成26年度以降はダイオキシン類対策地域として指定された地域はないため、達成率は100%を維持している。
11	【施策3目標3-5】 ダイオキシン類・農薬対策	③相当程度 進展あり	○令和5年度のダイオキシン類排出総量は、ダイオキシン類を排出する事業者における、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準の遵守等の取組により、当面の間の目標量を下回っている状況であり、削減目標の達成が確認されるとともに、減少の一途を辿っている。また、令和5年度の全国の環境調査結果では、大気・地下水・土壌は100%、その他も概ね環境基準を達成している。 ○水域基準については、目標数にわずかに至らなかったものの、おおむね達成している。
12	【施策3目標3-6】 東日本大震災への対応（環境モニタリング調査）	③相当程度 進展あり	天候等免れない理由による欠測を除き、概ね目標通りの調査を実施できた。
13	【施策4目標4-1】 国内及び国際的な循環型社会の構築	③相当程度 進展あり	令和4年度においては、入口側及び出口側の循環利用率、廃棄物最終処分量について数値の改善が見られず、入口側及び出口側の循環利用率は近年横ばい傾向にあるが、資源生産性、循環型社会ビジネス市場規模においては長期的に増加傾向であり、廃棄物最終処分量も長期的には目標値の達成に近づいている。 さらに、我が国循環産業の海外展開について、焼却設備やリサイクル設備等の年間輸出総額も、直近の数年は横ばい傾向であるが、長期的には増加傾向にある。
14	【施策4目標4-2】 各種リサイクル法の円滑な施行によるリサイクル等の推進	③相当程度 進展あり	・容器包装リサイクル法における分別収集量については、概ね計画値通りに推移し、またペットボトルには増加が見られた。 ・家電リサイクル法における回収率については、令和5年度は70.4%と増加傾向にあり、目標年度での目標値は達成見込みである。 ・食品リサイクル法については、令和4年度における再生利用等実施率は、食品卸売業及び外食産業で前年から下がった。また、食品製造業及び食品小売業では上がっており、目標は達成している。 ・建設リサイクル法については、建設副産物実態調査（国土交通省）によると、平成30年度の特定制建設資材（建設発生木材）の再資源化等率は96.2%であり、平成30年度の目標値（95.0%）を達成しており、今後は令和7年度の目標値（97%）の達成に向けて取組を進めていくことになる。なお、目標値は各年度で設定しておらず、実績の調査は5年ごとに行っているため、評価ができない。 ・自動車リサイクル法については、自動車破砕残さ（シュレッダーダスト）、ガス発生器（エアバッグ類）のいずれも目標値を大幅に上回る再資源化が実施されている。 ・小型家電リサイクル法については、使用済小型電子機器の年間回収量の実績は令和2年度に約10万トンまで増加したが、直近では減少傾向にある。令和5年度は目標の14万トンには達しなかったが、約8.6万トン回収した。 ・使用済プラスチックのリサイクル率は0.9ポイント上昇した。熱回収を含めた有効利用率については、1.2ポイント上昇し、目標値達成に向けて着実に進展している。なお、レジ袋の有料化等の排出抑制措置により、例えば、レジ袋の辞退率は業界団体のデータによるとスーパーマーケットでは77.4%、コンビニエンスストアでは74.6%であり、また、レジ袋の国内流通量は有料化実施前と比較して半減している。
15	【施策4目標4-3】 一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）	③相当程度 進展あり	・現時点において、一般廃棄物の排出量及び一般廃棄物の最終処分量は、このまま推移すれば目標を達成する見込みである。一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量は、当面の間の目標量を達成した。 ・リサイクル率については、平成7年度の約10%から平成19年度の約20%まで向上したが、以後、ここ数年間横ばい状態が続いており、目標値に到達していない。 ・長期広域化・集約化計画を策定した都道府県の割合については、長期広域化・集約化計画の策定を令和6年3月付けの通知にて、令和9年度末までに策定を求めている。現状策定された都道府県はないため、今後の策定状況を踏まえて判断する。
16	【施策4目標4-4】 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）	③相当程度 進展あり	・産業廃棄物の排出量及び出口側の循環利用率は目標達成に向けて着実な進展がみられるが、最終処分量は微減傾向であり、令和12年度の目標達成に向け引き続き取り組む。 ・PCB廃棄物に関しては、令和7年度までの全量処理を目指し着実な進展が見られる。 ・産業廃棄物処理委託量に対する電子 manifests の捕捉率は、令和12年度の目標達成に向けて着実な進展が見られる。 ・パーゼル条約締約国会議（COP）で採択される、拠出プロジェクト関連のガイドライン等数は、令和4年度のCOP15で2件、令和5年度のCOP16で1件である。次回は令和7年度のCOP17であるが、すでにR4年度からR9年度の6年度間に3件という目標を達成している。 ・パーゼル条約違反の通報件数は令和4年度0件、令和5年度1件に続き、令和6年度1件と目標を達成した。
17	【施策4目標4-5】 廃棄物の不法投棄の防止等	③相当程度 進展あり	・不法投棄関係については、「支障等がある産業廃棄物の不法投棄等の残存件数（件）」以外はいずれも目標を達成している。 ・クリアランス物のトレーサビリティが確保されており、目標を達成している。
18	【施策4目標4-6】 浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理	③相当程度 進展あり	・所定の目的を達成するために循環型社会形成推進交付金等の補助金交付を前年から引き続き実施し、令和5年度の浄化槽人口普及率が前年度と比較して0.6ポイント上昇したが、目標に対する令和5年度における人口普及率は約10ポイントと達成に至らなかった。
19	【施策4目標4-7】 東日本大震災等の教訓を踏まえた災害廃棄物対策	③相当程度 進展あり	測定指標1, 2, 3において年度目標達成。測定指標4, 5においては進展があったものの年度目標未達、目標年度（令和12年度）の目標値は達成の見込み。

20	【施策5目標5-1】 基盤的施策の実施・国際的取組	③相当程度 進展あり	<生物多様性保全のための政策の策定及び必要な情報の収集> ・令和4年12月に採択された生物多様性に関する新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を踏まえ、令和5年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」を策定し閣議決定した。令和6年7月には同戦略の国別目標と「昆明・モントリオール生物多様性枠組」のグローバルゴール・ターゲットとの対応関係等の情報を生物多様性条約事務局に提出した。 ・令和7年度に予定している同戦略の実施状況の中間評価、並びに生物多様性条約の国別報告書の作成・提出に向けて、我が国の生物多様性及び生態系サービスの総合評価に関する検討を行い、2030年ネイチャーポジティブの実現に向けた方向性等を示す中間提言の令和7年中の取りまとめに向け、指標データを集積するとともに総合評価の方法案を決定した。 ・現存植生図（1/25,000）について、平成30年度から「（環境省30-①）環境に配慮した再生可能エネルギー導入のための情報整備事業」において整備を実施し、令和5年度末に整備図面数100%となり、令和6年度に全国データ公開を完了した。 ・生物多様性地域戦略の策定状況は、令和7年1月時点現在、47のすべての都道府県及び178市区町村の合計225の地方公共団体において策定されている。 <生物多様性に関する各界各層への普及啓発> ・内閣府世論調査によれば、2014年度の生物多様性の認知度は46%であったが、2022年度には73%に上昇した。約90%の国民が生物多様性の保全に貢献する何らかの取組の実施意向を持っているほか、約60%の国民が生物多様性の保全につながる活動を既に実施しているなど、生物多様性の主流化には一定の進展が見られる。 ・多様なセクターにより構成される「2030生物多様性枠組実現日本会議（J-GBF）」（事務局：環境省）において、多様なセクターと連携・協働し、生物多様性の主流化に向けた取組を進めた。J-GBFの構成団体を通じて「ネイチャーポジティブ宣言」の発出を呼びかけた結果、2024年3月時点の28から、2025年5月時点には900を超えるまでに急伸した。 ・2023年3月に環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省の4省連名で策定した「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」に基づき、企業のネイチャーポジティブ経営への移行参画を促進するため、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）やネイチャーポジティブ経営等に係るワークショップ開催、開示支援モデル事業のほか、TNFDとの共同研究や関連資料の翻訳等を実施。 これまでのところ、TNFDのアダプター企業数は我が国が158社（2025年5月時点）と世界最多となっている。 <国際的枠組への参加> 以下の国際会議への参加等を通じて我が国の取組や知見を発信し、世界の生物多様性の保全に貢献した。 ・IPBES（生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム）に係る情報に関して、国内連絡会を通じて専門家・関係省庁等に共有するとともに、第11回総会結果報告会やシンポジウム等を通じて一般市民にも共有した。 ・昆明・モントリオール生物多様性枠組の実施に向けた生物多様性条約締約国会議及び補助機関会合等に参加するとともに、当該新枠組及びその実施に係るレビューメカニズム等に関する交渉を行った。
21	【施策5目標5-2】 自然環境の保全・再生	③相当程度 進展あり	<里地里山> ・令和3年度からの新規事業として生物多様性保全推進支援事業（里山未来拠点形成支援事業）を開始し、里地里山の自然資源を活用した新ビジネスの創出など生物多様性の保全と社会経済問題の統合的解決に資する13地域の取組支援を通じて、地域における人々の暮らしや働き方の変化を踏まえた新たな観点での保全を図った。 <世界自然遺産> ・既存の世界自然遺産地域については、モニタリング等を実施し、その結果を科学委員会を通じて対策に反映させる順応的な保全管理の一層の充実を図りつつ、関係省庁・地方公共団体・地元関係者・専門家の連携により、適正な保全管理を実施した。 ・令和3年7月に世界自然遺産に登録された「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」においては、登録の際、世界遺産委員会から観光管理の徹底を要請されており、国際自然保護連合（IUCN）による要請事項のうち、特に、観光管理の仕組みの構築に関して観光管理施設等の設置やモニタリング体制の構築、観光管理計画の実施について、引き続き対応が求められている。このため、各地域における適切な保護管理及び外国人を含む利用者対応のための普及啓発体制を整えるべく世界遺産センターの整備等を進めており、令和4年7月に奄美大島に奄美大島世界遺産センターを設置・開所した。令和5年度は徳之島世界遺産センターの設置に向けた工事等の作業を進めた。 <自然再生> ・自然再生推進法に基づく自然再生協議会の設立や自然再生を進めるための技術的課題の解決等の支援を行うことにより、新たに実施計画は1件策定された。令和6年度末現在、全国で自然再生協議会が計27箇所設立され、同法に基づく自然再生事業実施計画が55件策定されている。 <地域支援> ・令和6年度末時点で、生物多様性保全推進支援事業の活用等によって地域連携保全活動計画を作成した地方公共団体は17団体、地域連携保全活動支援センターを設置した地域は25地域。また、地域における生物多様性の保全再生に資する活動等については、令和6年度は41件に対し経費の一部を交付し、希少種保全等の保全活動等の展開に繋がった（里山未来拠点形成支援事業を除く）。 <国立・国定公園等> ・国立・国定公園における自然環境の適切な保全と利用のため、各地の国立・国定公園の新規指定及び公園計画の点検等の見直しを実施した。令和6年度については、6地区の見直しを行い、日高山脈襟裳十勝国立公園を35か所目の国立公園として新たに指定した他、阿蘇周辺の草原を中心に阿蘇くじゅう国立公園の大規模拡張を実施した。さらに、自然状況や社会状況、風景評価の多様化等の変化をふまえ、適切な保護管理を行うための国立・国定公園の区域及び公園計画の見直しを着実に実施した。 ・自然環境保全法に基づき指定した、小笠原方面の沖合海底自然環境保全地域（4地域、計22.7万km2）の一部について、科学的・実効的な管理を行うことを目的とした自然環境調査を行い、科学的な知見の蓄積を進めた。
22	【施策5目標5-3】 野生生物の保護・管理	③相当程度 進展あり	<絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と希少野生動植物種の保護増殖による種の保存> ・種の保存法に基づく国内希少野生動植物種について、令和6年度に新たに10種を追加指定した。 ・レッドリストについては、令和7年32月に、第5次レッドリスト（植物・菌類）を公表した。植物及び菌類における絶滅危惧種の種数は、第4次レッドリストから207種減少して2,063種となり、最新の環境省レッドリストにおける絶滅危惧種の種数は、第4次レッドリストにおける動物の絶滅危惧種1,502種と併せて、3,565種となった。なお、第5次レッドリスト（植物・菌類）において、ヤクシマスギバゴケ等4種が新たに絶滅と判定された。 ・国内希少野生動植物種のうち積極的に個体数を維持・回復する必要がある種については、保護増殖事業計画を策定している。令和7年2月までに指定された国内希少野生動植物種458種のうち、79種について保護増殖事業計画が策定されており、生息状況の把握や環境の改善、動植物園等と連携した生息域外保全に取り組んでいる。 ・例えば、トキの保護増殖事業では、佐渡における野生復帰が順調に進んだことから、複数の地域個体群の形成に向け、事業区域を全国へと変更するなど、保護増殖事業の取組を着実に推進した。また、動物園等と連携して生息域外保全に取り組んでいるミヤコカナヘビやハカタスジシマドジョウでは、飼育・繁殖の技術開発が進み、野生復帰の取組に向けた検討が進んでいる。 <鳥獣の適切な保護・管理と狩猟の適正化> ・平成26年の鳥獣保護管理法の改正により創設された指定管理鳥獣捕獲等事業等に基づき、ニホンジカ・イノシシの捕獲強化を進めてきた結果、イノシシの推定個体数は減少している。ニホンジカの全国的な推定個体数は以前として高い水準となっているが、密度や個体数が減少した地域もある。このことから、野生鳥獣による農林水産業、生態系等への被害の防止に寄与していると考えられる。 ・その他、人の日常生活圏におけるクマ（ヒグマ、ツキノワグマ）による人身被害の発生状況を踏まえ、令和6年4月にクマ（一部地域の個体群以外の個体群）を指定管理鳥獣に指定したことに加え、令和7年4月に鳥獣保護管理法を改正し、人の日常生活圏に危険鳥獣（クマ、イノシシ）が出没した場合に、地域住民等の安全の確保の下で銃猟を可能としたこと等により、クマ等による生活環境への被害環境への被害防止対策を進めた。 <遺伝子組換え生物等及び侵略的な外来種への対策推進等による生物多様性等への影響防止> ・外来生物法に基づき、特定外来生物である162種類について飼養等の規制を行っている。特定外来生物防除等対策事業（交付金）により合計132事業に交付することで、責務規定を踏まえた地方公共団体の防除等に貢献した。また、特に生物多様性保全上重要な地域を中心に防除事業を実施し、島嶼など限られた空間において完全排除に成功した事例や、絶滅危惧種の生息状況の回復が確認されている事例等、重要な生態系の保全や絶滅危惧種の保護上、一定の成果が出ている。特に奄美大島のマングースについては、令和6年9月に根絶を宣言した。また、沖縄島北部地域においては、ヤンバルクイナの生息域南部での分布拡大傾向が見られるなど希少種の分布域拡大が確認できている。 ・平成29年6月に国内で初確認された特定外来生物のヒアリについては、令和6年度も引き続きヒアリが確認された地点周辺や主要な侵入経路である全国港湾で調査を行い、発見した個体をすべて防除しており、これまでのところ我が国への定着は阻止できている。令和元年10月の東京港、令和2年9月の名古屋港、令和3年9月の大阪港、令和4年10月の福山港及び令和5年11月の博多港で大規模な集団が確認されたことを踏まえ、同港での防除及び調査を重点的に実施するとともに、全国港湾の状況を点検し必要な追加調査を実施した。また、同定マニュアルや防除の基本的考え方について、専門家の意見を踏まえながら改訂を行うとともに、対面及びオンラインでヒアリ対策の講習会を実施し自治体や港湾管理者等への知見の普及を図った。国民からの情報提供や相談の窓口として引き続きヒアリ相談ダイヤルを運営するとともに、令和元年7月から行っているチャットボットによる自動相談受付を引き続き実施した。 ・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の使用等の承認に当たっては、学識経験者の意見聴取会合を開催し、生物多様性影響の審査を実施している（令和6年度は22件承認）。また、遺伝子組換え生物等に関する国内外の情報収集やウェブサイト（J-BOH）による国民への情報提供、意見聴取を行っているほか、科学的知見の充実を図るための承認済み遺伝子組換えナタネに係る影響監視調査、未承認の遺伝子組換え生物等の疑いがある使用等事例について対応を行っている。さらに、ゲノム編集技術の利用により得られた生物のうちカルタヘナ法の規定に該当しないものの取扱いに係る通知（平成31年2月8日付け）を踏まえて関係省庁が定めた具体的な手続に基づき、当該生物に係る情報提供書等の受付と公表を実施した（令和6年度は6件公表）。
23	【施策5目標5-4】 動物の愛護・管理	②目標達成	返還・譲渡率は、目標のとおりの増加傾向にある。また、殺処分数は0.9万頭で、目標値の2万頭を下回っている。
24	【施策5目標5-5】 自然とのふれあいの推進	③相当程度 進展あり	測定指標のうち、自然公園の年間利用者数の推移については、目標を達成した。三陸復興国立公園は、今年度の結果をもって判断する。 測定指標のうち、温泉の自噴湧出量については、令和6年度は集計中だが、令和5年度はおおむね前年度の水準を維持している。 測定指標のうち、国立公園訪日外国人利用者数については、目標年より1年早く、目標を達成した。 エコツーリズム推進法の規定に基づく全体構想の認定数については目標数値を下回っているものの、他の指標においては目標を上回って推移していることから、相当程度進展ありと判断する。
25	【施策5目標5-6】 東日本大震災への対応（自然環境の復旧・復興）	③相当程度 進展あり	・目標値としている震災以前の利用者数まで届いていないが、震災直後と比較して一定程度利用者数は回復している。 ・令和6年度のイノシシの出現頻度（RAI）は前年度よりやや減少した。

26	【施策5目標5-7】 国際観光資源の整備	③相当程度 進展あり	測定指標のうち、国立公園訪日外国人利用者数については、目標を1年前倒しで達成。 測定指標のうち、滞在環境の上質化に取り組んだ国立公園の利用拠点数については、目標を達成 測定指標のうち、利用施設の多言語化については、目標を達成。 測定指標のうち、国立公園一括情報サイトへの訪問回数については、目標達成率約75%ながら、令和5年度から令和6年度にかけて36%増加するなど、数値は毎年増加している状況。 測定指標のうち、国立公園における自然体験アクティビティガイドラインを満たす自然体験アクティビティ数については目標を達成。
27	【施策6目標6-1】 環境リスクの評価	③相当程度 進展あり	①化学物質環境実態調査の実施について、令和6年度は、化学物質対策に係る関係課室から要望のあった物質等を選定し、54の物質・媒体について調査を行ったが、目標値を下回っている。 ②環境リスク初期評価のための基礎情報の収集・検討作業を推進し、12の物質について環境リスク初期評価を取りまとめ、公表したが、目標値を下回っている。 ③化学物質の内分泌かく乱作用については、令和6年度に16の物質を選定し、目標を達成した。 ④化学物質の人へのばく露量モニタリング調査については、令和6年度に得られた生体試料（血液・尿・毛髪）の化学物質分析データ数は4808であり、目標を達成している。 ⑤子どもの健康と環境に関する全国調査については、フォローアップ状況を示す指標である追跡率を高値で維持できており、また、化学物質の分析も進捗しており、目標を達成した。 ⑥ スギ雄花花芽調査対象都道府県数については、令和6年度の都道府県数は23県であり、目標を達成している。
28	【施策6目標6-2】 環境リスクの管理	③相当程度 進展あり	①化審法に基づくスクリーニング評価においては、毎年、製造輸入数量が10t超となった物質を対象に、生態毒性に関する有害性クラスの付与又は見直しを行っている。令和4年度に有害性クラス付与等を行った物質数は213物質であり、これは、評価対象物質のうち有害性情報が得られない物質や評価方法が定まっていない物質を除く評価可能な物質の全てである。 ②ヨコエビ試験法のOECDテストガイドライン化に向けて、OECD WNT（テストガイドラインプログラム各国調整官作業部会）及びVMG-eco（生態毒性試験妥当性管理グループ）に参加して各国と意見交換を行いながら、国内外の試験機関と協力して検証試験（バリデーション＝リングテスト）を実施し、テストガイドライン（TG）案のブラッシュアップを行っており、TG化に向けての目標を達成している。また、鳥類への生態毒性評価手法として開発している卵内投与試験法について、R5年4月のWNTでSPSFが採択されたのを踏まえSOP案を作成した。 ③PRTR制度については、事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進と環境汚染の未然防止に向けた集計・公表を着実に実施した。 ④近年はPRTR制度が既に普及していることや、化学物質管理に関する派遣・講演テーマのニーズが化管法の範疇外も増えてきていること等により、アドバイザーの派遣数が減少傾向にあるが、アドバイザー教育による対応分野の拡大や広報活動の推進等を行ってきたことで令和6年度については目標値を達成した。
29	【施策6目標6-3】 国際協調による取組	②目標達成	①POPs条約の有効性評価に資するため、モニタリング調査を実施している。令和6年度は、今までの調査結果等をふまえて、POPs条約対象物質及び候補物質の中から11物質（群）を選定して調査を行い、目標値を達成した。 ②水銀対策について、MOYAIイニシアティブに基づき、日本の技術や経験を活かした国際展開業務を実施しており、令和6年度も新たな協力プロジェクトを1件形成・支援した。案件形成に向けて、調査等を進めてきていたが、新型コロナウイルス感染症による渡航制限によるプロジェクト形成への影響を踏まえ、案件形成の見通しを立てにくい状態であったため、令和2年度から目標値を空欄とし、令和8年度の目標値として「16件」としていた。しかし、令和5年5月に「5類感染症」に移行したため、令和8年度の目標値を削除し、令和6年度の目標値を設定した。令和6年度までに16件を形成・支援し、目標値を達成した。 ③化審法、化管法等においてリスクが懸念されている物質について、GHS（Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals；化学品の分類及び表示に関する世界調和システム）に基づく環境危険有害性の分類を着実に実施し、目標を達成した。
30	【施策6目標6-4】 国内における毒ガス弾等対策	②目標達成	①地権者からの要望に基づき、環境調査等を2件を実施した。 ②茨城県神栖市における緊急措置事業については、141名の医療手帳交付者に対して適切に事業を実施した。
31	【施策7目標7-1】 公害健康被害対策（補償・予防）	③相当程度 進展あり	1 公害健康被害予防事業については、（独）環境再生保全機構の第五期中期目標及び第五期中期計画に基づき、ぜん息等の患者、地域住民のニーズを的確に把握し、効果的かつ効率的な業務を行っている。参加者へのアンケート調査の回答者のうち80%以上の者から満足が得られることを目標としており、令和6年度においても目標を達成した。 2 公健法第46条に基づき各地方公共団体が行う公害保健福祉事業については、当該事業に参加した者の延べ人数が被認定者に占める割合が80%を超える目標を設定したが、被認定者の高齢化等により参加型のプログラムへの参加が難しくなっている側面等もあり、令和6年度については目標に達しなかった。 3・4 環境保健サーベイランス調査は、中公審客申及び公健法改正時の附帯決議に基づき、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を毎年、継続的に観察し、その結果に大気汚染との関係が認められる場合には、必要な措置を講ずることを目的として実施しているものである。調査対象者数及び調査対象者の同意率は、本調査の信頼性が確保できる数値を設定しており、3歳児調査及び6歳児調査の両方で目標を達成した。 5 公健法の被認定者への公正な補償給付を着実に支給した。
32	【施策7目標7-2】 水俣病対策	②目標達成	①「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済処置の方針」（平成22年4月閣議決定）等に基づき、あたる限りの救済に向けて最大限の努力を行っているところ、療養費の支給については滞りなく着実に行われている。 ②「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づき、水俣病に関する総合的研究を実施しているところ、毎年度質の高い研究を実施して成果を積み重ねている。
33	【施策7目標7-3】 石綿健康被害救済対策	②目標達成	①石綿健康被害の迅速な救済を図るため、認定・不認定の決定までの平均処理日数の目標を平成26年度以降120日に設定し、令和元年度まではこれを達成していたが、新型コロナウイルスの影響により医学的判定に係る審議を一時期中断したこと等により、令和2年度から令和5年度は目標を達成できなかった。このような状況を受け、平時・緊急時を問わず医学的判定の審議が継続できるよう令和4年度から石綿健康被害判定業務ICT化システムを導入した。これらの取組により、石綿法に基づき、令和5年度末までに19,181件（令和4年度末：18,038件）が認定され、被害者及び遺族の救済は着実に進んでいる。 ②石綿ばく露による健康被害の可能性がある方について、健康管理の在り方を検討するため、読影精度確保等調査を実施。自治体の読影精度向上のためには、より多くの自治体が参画する必要があるため、前年度事業未実施の自治体に参加を促した結果、33自治体が参画し、当年度の目標を達成した。
34	【施策7目標7-4】 環境保健に関する調査研究	④進展が 大きくない	高齢者における予防行動を行っている・心掛けている者の割合は前年度の77.8%から89.7%と11.9%上昇し、9割近い割合となった。一方、熱中症死亡者数については、1,000人以下を目標としていたが、達成できなかった。
35	【施策8目標8-1】 経済のグリーン化の推進	③相当程度 進展あり	・令和5年度における環境産業の市場規模及は約130兆円（前年比11.0%増）となり、相当程度進展していると判断した。 ・令和5年度における環境産業の雇用規模は、約292万人となり、前年度より1.4%減少している。 ・地方公共団体が組織的にグリーン購入を実施している取組率は、令和5年度で50.6%となっており、前年度より7.5%減少している。 ・国等における環境配慮契約実績は令和5年度で82.9%となっており、前年度より2.6%減少している。 ・エコアクション21登録事業者数については、中小企業向けEA21ガイドラインの策定や、地域金融機関との連携・研修プログラムの実施などの普及促進施策により、中小企業の環境マネジメント導入が進み、令和5年度末の登録事業者数は7,521件（前年度末比66件増）となり、目標値9,000件には未達ながらも、相当程度進展していると判断した。 ・国内のグリーンボンドの発行件数は、令和5年度で140件となっており、年々増加傾向にあり、相当程度進展していると判断した。
36	【施策8目標8-2】 環境パートナーシップの形成	③相当程度 進展あり	環境問題の解決に向けた協働取組の推進については、令和6年度に2,635件となっており前年度から約3.5%減少したが、オンライン化を促進し場所と時間にとらわれない相談対応・対話の場を形成するなど多様な実施方法が施策の目標に貢献していると判断した。
37	【施策8目標8-3】 環境教育・環境学習の推進	②目標達成	・教職員等環境教育・学習推進リーダー養成研修については、学校関係者への新たな周知・広報先を開拓したこと等により、目標を達成することができた。 ・ESD活動支援センターの相談対応件数については、対前年度比1.2倍強の増となり、目標を達成した。 ・従来、認定数が少なかったアメリカ、中東といった地域にて新たなRCEの認定があったこともあり、目標を達成することができた。
38	【施策8目標8-4】 環境基本計画の効果的実施	②目標達成	・令和6年5月に閣議決定された第六次環境基本計画の点検等に関する議論等のため、令和6年度は中央環境審議会総合政策部会を2回開催する等、着実に意見交換を実施し、効果的な点検手法に関する検討を進めた。 ・環境白書を取りまとめ、国会に提出し、国民に向けて発行するとともに環境省Webサイト上で公表した。また、環境白書を抜粋、英訳した英語版白書作成し、環境省Webサイト上で公表した。（令和6年度アクセス数：1,306,165件） ・見積りの方針の調整を行い、その結果を環境保全経費として取りまとめ、国会等へ説明した。 ・環境産業の市場規模等を調査・推計し、その結果を報告書にまとめて環境省Webサイト上で公表した。

39	【施策8目標8-5】 環境アセスメント制度の適切な運用と改善	③相当程度 進展あり	測定指標として設定した環境影響評価法に基づく手続の実施累積件数、環境大臣意見の提出累積回数は、着実に積み上げられており、適切な制度運用がなされていることが確認された。これにより、環境保全上の適切な配慮の確保に資することができた。 また、制度の見直しについて以下のとおり措置しており、これらの見直しを通じて、環境影響評価制度の適切かつ効果的な運用に寄与すると考えられる。 ・洋上風力発電について、より適正に環境配慮を確保する観点から、国が海洋環境等に関する調査を行った上で区域指定をすること等とする「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案」を2025年3月に閣議決定し、国会へ提出、6月に成立した。 ・陸上風力発電を含む工作物の建替事業に係る環境影響評価手続を見直すとともに、環境影響評価に係る書類を環境大臣が継続的に公開できることとする「環境影響評価法の一部を改正する法律案」を2025年3月に閣議決定し、第217回国会へ提出、6月に成立した。
40	【施策8目標8-6】 環境問題に関する調査・研究・技術開発	②目標達成	・環境研究総合推進費事業において目標値を達成した。 ・イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業において目標値を達成した。 ・環境研究総合推進費事業及びイノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業は測定指標において目標値を達成しており、達成すべき目標「環境技術の研究開発を進め、環境と経済の統合された社会の実現に寄与する」へ、有効かつ効率的に寄与がなされたと考えられる。
41	【施策8目標8-7】 環境情報の整備と提供・広報の充実	②目標達成	環境省ホームページへのアクセス数は目標値を大幅に上回った。 また、令和6年度研修計画書の通り、着実に研修を実施した。
42	【施策9目標9-1】 地域の脱炭素化の推進	③相当程度 進展あり	・下記施行状況調査によると、ゼロカーボンシティの表明を行った地方公共団体における区域施策編の策定率については、令和6年10月1日時点で72.1%となっており、昨年度と比較し策定率が増加している。なお、未策定の27.9%のうち、63.5%が令和6年10月以降に策定を行う予定である。R12年度までに目標値の達成に向け、令和7年2月に新たに閣議決定された地球温暖化対策計画を受けた施策を行う必要がある。 ・下記施行状況調査によると、地方公共団体における事務事業編の策定率については、令和6年10月1日時点で94.5%となっており、R6年度の目標値を達成している。なお、事務事業編は未策定の5.5%のうち、2.7%が令和6年10月以降に策定を行う予定である。R12年度までに目標値の達成に向け、今後策定予定の地方公共団体や温室効果ガス排出量の削減等のための施策を行う必要がある。 ・災害・停電時に機能発揮を可能とした避難施設・防災拠点の数については、R6年度までに累計1012箇所（見込み）と順調に増加しており、R7年度までの目標達成が見込まれる。 ・脱炭素先行地域については、2025年度（令和7年度）までに少なくとも100か所以上選定するとしているところ、令和6年度においては9月に第5回として9地域選定し、これまでに合計で81地域選定されていることから、目標値の達成が可能と考えられる。
43	【施策9目標9-2】 地域循環共生圏づくりの推進	③相当程度 進展あり	測定指標1における年度目標をおおむね達成している。
44	【施策10目標10-1】 放射性物質により汚染された廃棄物の処理	③相当程度 進展あり	汚染廃棄物対策地域内において、国による対策地域内廃棄物の収集、運搬、保管及び処分を実施する必要がないと認められる場合、同地域の指定が解除されることとなる。1市において同地域の指定が解除され、残る10市町村においても家屋の解体工事が概ね完了しているなど、対策地域内廃棄物の処理を着実に進めているところ。 また、福島県内の指定廃棄物については、仮置場の確保、仮設焼却施設の整備及び同施設における処理、埋立処分施設への搬入等が進んでいるところ。 なお、福島県以外の県においては、指定廃棄物の今後の処理について、地元との調整が続けている。
45	【施策10目標10-2】 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等	③相当程度 進展あり	○除染に伴い発生した土壌等の仮置場等での管理については、放射性物質汚染対処特措法に基づき適切に実施している。仮置場等においては、除去土壌等の適正管理を実施しており、除染特別地域においては令和7年3月末時点で9か所、福島県内の汚染状況重点調査地域では令和7年3月末時点で0か所となった。 中間貯蔵施設への輸送などにより、保管物の搬出を終えた仮置場については、平成30年3月に公表した、仮置場等の原状回復に係るガイドラインに沿って、順次、原状回復工事等を実施している。除染特別地域においては令和7年3月末時点で263か所、福島県内の汚染状況重点調査地域では令和7年3月末時点で1,023か所の仮置場の原状回復が完了している。 さらに、福島県外の除去土壌の処分方法に関して議論するため、有識者による「環境回復検討会」及び「除去土壌の処分に関する検討チーム」を開催（令和6年度はそれぞれ2回）するとともに、除去土壌の埋立処分に伴う作業員や周辺環境への影響等を確認するため、実証事業を茨城県東海村、栃木県那須町及び宮城県丸森町の3箇所で行った（栃木県那須町については令和2年3月末、宮城県丸森町については令和6年4月末、茨城県東海村は令和7年3月に終了）。こうした有識者からの助言や実証事業の結果等を踏まえ、令和7年3月に放射性物質汚染対処特措法施行規則の一部を改正して除去土壌の埋立処分基準を策定するとともに、「福島県外において発生した除去土壌の埋立処分に係るガイドライン」を公表した。 ○「令和6年度の中間貯蔵施設事業の方針」を公表し、これに沿って事業を行っているところ。 方針の中では、輸送については「特定帰還居住区域等で発生した除去土壌等の搬入を進める」という定性的な目標を立てている。令和6年度は、約31万m3の除去土壌等を中間貯蔵施設に搬入した。また、令和7年3月末までに、累計で約1,409万㎡の除去土壌等を搬入した。施設の整備に必要な用地取得については、累計で約1,303haの用地を取得した。これら中間貯蔵施設事業について、順調に進捗している。 県外最終処分の実現に向けては、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に沿って、国内外の有識者の御意見を頂きながら、除去土壌の減容技術の開発や再生利用の実証事業など減容・再生利用・理解醸成等の取組を着実に進めた。これらを踏まえ、令和7年3月には放射性物質汚染対処特措法施行規則の一部を改正して除去土壌の復興再生利用や埋立処分等の基準を策定するとともに、「県外最終処分の向けたこれまでの取組の成果と2025年度以降の進め方」を取りまとめた。
46	【施策10目標10-3】 特定復興再生拠点等の整備	③相当程度 進展あり	平成30年5月までに、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村、葛尾村の特定復興再生拠点区域復興再生計画が認定され、これに沿って、平成30年11月までに、自治体や関係省庁と連携しながら、6町村全てで除染・家屋等の解体工事を開始したところ。令和4年度においては、双葉町、大熊町、浪江町、葛尾村、令和5年度には富岡町、飯館村の避難指示解除がなされ、6町村全ての特定復興再生拠点で避難指示解除がなされた。他方、引き続きフォローアップ除染等を行い、地元住民の安心・安全の確保をはかることが必要。 なお、特定復興再生拠点区域における解体工事については、令和6年度において飯館村、葛尾村で解体工事が完了し、残り4町においても概ね完了しているなど、着実に取組を進めているところ。 令和7年3月までに、大熊町、双葉町、浪江町、富岡町及び南相馬市の5市町における「特定帰還居住区域復興再生計画」が認定されており、大熊町、双葉町、浪江町及び富岡町において、除染や家屋等の解体を実施しているところ。南相馬市も除染や家屋等の解体に向けた準備を進めているところ。引き続き、着実に取り組みを進めていくことが必要。
47	【施策10目標10-4】 放射線に係る一般住民の健康管理・健康不安対策	③相当程度 進展あり	①有識者による研究成果及び次年度の研究計画の評価を踏まえて令和6年度は29件の調査研究を採択し、目標を達成した。 ②いわき市に設置した放射線リスクコミュニケーション相談員支援センターにおいて、相談員から寄せられる放射線による健康不安等に係る相談対応や、専門家派遣を実施し、94.2%の受講者満足度が得られ、目標を達成した。 ③住民を対象とした住民セミナーや少人数での意見交換会等を実施し、98.6%の受講者満足度が得られ、目標を達成した。 ④福島第一原発に起因する放射線による健康影響について「起こる可能性が高い」と思っている人の割合を令和7年度に20%以下にすることを目標としており、本年度の調査結果は、昨年度と比較してほぼ同等の38.3%だった。一方、調査の直前に若者向けに制作した放射線の健康影響等に関するコンテンツを提示した場合、15～18歳では「起こる可能性が高い」との回答が27%まで低下した。このように受け手に合わせた情報提供に効果が確認できたことから、一定の進展があった。 ⑤「県民健康調査」の着実な実施のために、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等の実施、さらには甲状腺検査を契機にがんが見つかった方のピアサポートの実施により、目標を達成した。